

平成25年(ワ)第758号 不当契約条項使用差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被告 株式会社早稲田自動車学園

求釈明申立書

平成26年4月11日

広島地方裁判所民事第1部1E係 御中

原告訴訟代理人弁護士

山 田 延 廣



同 原 田 武 彦



同 風 呂 橋 誠



同 工 藤 勇 行



同 仲 田 誠 一



同 谷 本 素 子



同 松 岡 幸 輝



同 松 岡 正 志



頭書事件につき、下記のとおり求釈明を申し立てる。

記

第1 申立ての趣旨

- 1 原告による本件訴訟提起後、被告が各種契約書類等を改定するに当たり、一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会（以下「全指連」という。）からどのような指導が被告に対して行われ、被告がその指導に対してどのような対応をとったのか、詳細に説明をされたい。
- 2 また、指導書やガイドライン等、被告に対する指導に当たって全指連から被告に対して交付等された書面があれば、任意に提出されたい。

第2 申立ての理由

- 1 被告は、平成25年12月3日付け準備書面において「全指連の指導にも沿った対応をしている（乙18）。」と主張し、平成26年3月3日付け準備書面において「全指連の方針および指導に従って対処・改善していて」と主張し、加えて、平成25年12月3日付け証拠説明書において乙19の1から乙19の4の2までの立証趣旨欄に「全指連の指導にあわせて改定したもの。」、平成26年4月3日付け証拠説明書において乙15の3の立証趣旨欄に「平成25年10月1日から全指連の指導に従って実施している。」と各説明している。
- 2 ところが、乙18の全指連総会議事録要旨（平成25年6月17日開催）を参照すると、中途解約に関する自主行動基準は、「解約の時期を教習開始前と教習開始後とに区分し、解約事由等を勘案して、当該教習所があらかじめ定めた額を超えた額を請求してはならないものとする。」と概括的な定めがなされ、かつ中途解約のガイドライン策定は「今後の課題」であり、その内容についても論者によって見解が異なるような部分は「事業者ごとの経営判断によることとなります。」とされている。被告は全指連の指導に従っていると説明するが、乙18を見ても、被告が主張するような改訂が、どのような指導にどのような対応をしてなされたものか分からない。
- 3 したがって、被告が主張する全指連の指導内容及びそれに対する被告の対応を具体的に明らかにされたく、申立ての趣旨記載の釈明を求める次第である。

以上

平成25年(ワ)第758号 不当契約条項使用差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被告 株式会社早稲田自動車学園

調査囑託申出書

平成26年4月11日

広島地方裁判所民事第1部1E係 御中

原告訴訟代理人弁護士

山 田 延 廣

同 原 田 武 彦

同 風 呂 橋 誠

同 工 藤 勇 行

同 仲 田 誠 一

同 谷 本 素 子

同 松 岡 幸 輝

同 松 岡 正 志



第1 証明すべき事実

- 1 一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会（以下「全指連」という。）が策定する「消費者契約に関する暫定的な自主行動基準」の最新の内容
- 2 全指連が被告に対し、直接又は広島県指定自動車学校協会を介して実施した指導の内容

第2 嘱託先

〒102-0074 東京都千代田区九段南二丁目3番9号

サン九段ビル4階

一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会

電話 03-3556-0070

FAX 03-3556-0071

第3 調査事項

- 1 全指連が策定した平成25年6月17日付け「消費者契約に関する暫定的な自主行動基準」（同年10月1日施行）の改正の有無及びその内容
- 2 上記自主行動基準の「5 中途解約」に関するガイドライン策定の有無及びその内容
- 3 上記自主行動基準の「9 事業者団体による指導」に基づき行われた被告に対する指導の有無及びその内容

第4 申出の理由

- 1 被告は、本件訴訟において、「全指連の指導にも沿った対応をしている」（平成25年12月3日付け準備書面）、「全指連の方針および指導に従って対処・改善してきて」（平成26年3月3日付け準備書面）などと主張し、「全指連の指導に従って実施している」（同年4月3日付け証拠説明書）とする入校申込書等を書証として提出している。
- 2 しかし、全指連の被告に対する指導の具体的内容やその根拠となる上記自主行動基準の最新の内容が明らかでないため、この申出をするものである。

以上